

令和 3 年

議会運営委員会記録

令和 3 年 9 月 1 3 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年9月13日（月曜日）
午後1時30分 開会 午後2時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

議会改革、議員勉強会について
その他

午後1時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革、議員勉強会についてと、その他です。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、議会改革についてです。

各会派から提出され、今後協議していくテーマ案を一覧にまとめたものです。この資料をもとに議会改革の検討を進めるため、テーマの項目別区分け、改革議運の開催日程等について協議します。

休憩します。（午後 1時31分 休憩）

再開します。（午後 1時51分 再開）

それでは、検討の進め方等についてご意見のある方の挙手をお願いしたいのですが、まず、全体の項目のまとめ方については、私から一つの提案をさせていただきたいと思います。

項目の分類としては、6項目、まず、申し合わせ事項・先例ということで、一番上の議会運営委員会の運営等について、陳情の扱いについて、議員提出議案の扱いについて、意見書案・決議案の扱いについて、一般質問等について、ここまでです。

2番目に、議会活動のPRということで、議会広報について、議会報告会について。

次に、施設等の改善ということで、議会図書室について、バリアフリー化について。

次に、議会のICT化について。

次に、条例等の改正で、反問権の付与について、議員報酬の見直しについて。

最後に、研修等の充実ということで、議員研修について、新たな評価手法の導入・議会の見える化について。

以上で分けたらどうかと提案したいと思いますが、御意見はありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今申し上げたようなグループ分けでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、グループ分けについては今申し上げたとおりにしたいと思います。

それから、議論の順番等について。

まず、開催の日程については、月に2回程度で、議会月は1回として、令和4年12月でまとめて、令和5年の3月議会で報告すると仮定すると、大体20回程度の開催が可能になります。一つのテーマについて何回かにわたって議論しなければならないことも出てくると思います

ので、余裕を持ってスケジュールを組んでいきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

それでは、議論の順番について、先ほどのグループ分けの中で、これを先にやったほうが良いというような御意見がありましたらお願いします。

安保委員。

○安保友博副議長 議会のICT化についての、本会議・委員会の生中継については、今、コロナ禍の中で、議会としても傍聴の自粛を要請しているという前提がありますので、これは速やかに公開すべきということで、生中継化は可及的速やかに行うべきだと考えます。審査としては、優先事項として最優先でやるべきと考えます。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 議員報酬の見直しについては、ここの部分は急いでやるわけではないので、最後のほうにしてもいいと思います。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 施設の改修を伴うようなものにつきましては、見積りとかそういうものがありますので、早めに検討することが必要だと思います。

○待鳥美光委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ただいま出ました意見で、まず議会のICT化について、この中で、特にオンラインの生中継については早めの検討が必要ということで、これを頭に持ってくる。そして、施設のバリアフリー化等については早めにとということ、議員報酬については特に急がなくていいということです。

今の御意見をまとめますと、まず議会のICT化についてを一番最初に議論をする。あとは、先ほど項目分けをしたとおりの順番で、施設等については3番目ですので、そういった形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、分類についてもう一度繰り返しますと、一番最初に議会のICT化、次に申し合わせ事項・先例、次に議会活動のPR、次に施設等の改善、次に条例等の改正、次に研修等の充実、この順番で検討するというところで協議をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

日程については、おおむね月に2回開催、議会月は1回。令和4年12月でまとめる、そして令和5年3月議会で報告をするという目標でやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

それでは、次回の日程ですが、9月24日金曜日、本会議終了後、議会だより編集打合せ終了後、議会運営委員会を開催し、議会のICT化についての項目について、協議を進めていきたいと思っております。

また、各案件については、提案した会派から説明の上、議論を深めていきたいと思っておりますので、会派内でよく調整をしておいていただきますよう、お願いします。

以上、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

次に、今回、議会改革として提案された案件の中で、先決事項として5件について協議したいと思っておりますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、専決事項について協議を行います。こちらの、A4判の資料に出ている項目です。

初めに、傍聴の感染対策については、今定例会で実施しています傍聴者の検温、手指の消毒、議場傍聴席への入場制限を当面継続することではいかがでしょうか。ほかに御意見があればお願いします。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員

1番目に検討していただくICT化というところも、緑風会としては提案しておりますので、そちらも併せて検討していこうと思っております。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 質問があるのですが、傍聴席の削減を実際に今やっているわけですが、再開のめどがある程度立ったら再開というのは、どこの時点で判断するのでしょうか。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午後 2時00分 休憩)

再開します。(午後 2時01分 再開)

齊藤議長。

○齊藤克己議長 傍聴の感染対策ですけれども、現在、緊急事態宣言が延長されておりますので、9月議会は同様の体制で行っていききたいと思っております。また12月議会については、それに先立つ議会運営委員会でも、感染状況を見ながら判断してまいりたいと思っております。以上です。

○待鳥美光委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に、3番目、議場における水分補給については、先例第13節、水分補給として健康管理上、ペットボトル等の水の持ち込みを常任委員会に限り認めておりますが、これを、現在試行として実施しています本会議場でも可能とすることを決定事項とすることではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、議場における水分補給については、決定事項とすることで決まりました。

次に、4番目、多様性への寛容として服装の自由化等画一性の緩和について、提案者の御説明をお願いします。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会として、多様性への寛容ということで、今、議場における服装というものが、何となく口頭で指導されてということがあるのですが、実際どういう服装であるべきとか、そういう文書化されたものがないので、季節の変わり目とか、がっちりとしたスーツがなじまないような気候のときなどは、非常に着るものに悩みます。あわせて、今後、いろいろな方が議員になってくる可能性もありますし、そういう時の服装というものを、これでなければいけないという、決めるというものが、配慮に欠けるようなことにならないかということもありますので、今後のことも含めて、服装について一度議論する必要があると考え、提案いたしました。

○待鳥美光委員長 以上で説明が終わりました。それでは協議に入りたいと思います。

休憩します。（午後 2時04分 休憩）

再開します。（午後 2時20分 再開）

それでは、多様性への寛容として服装の自由化等画一性の緩和については、共通認識として、まず、どういう服装でなければいけないという明確な規程・規則等は現状ないということ、それから、夏場のポロシャツについては、これまで、わこうっちもしくはオリンピック・パラリンピックのポロシャツという限定を、議会運営委員会の場で合意をしていたということがあります。

これが共通認識なのですが、今後、議場への敬意を損なわない各自の判断、常識に基づいて、また、議員としての品位を損なわない服装ということで、各自の常識に基づいて御判断をいただくということで、ポロシャツについての限定はここで撤廃をするということによろしいでしょうか。

また、服装については、特にスーツにネクタイといった規定はございませんが、議場への敬意もしくは議員としての品位を損なわない形で、皆さん、服装については御判断をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

次に、2番目の、議場への国旗と市旗の掲揚についてです。6月18日の議会運営委員会で市民要望として一度議題に付したところですが、今後議論していくこととなっております。

改めて各会派からの意見を伺います。

まず、緑風会からお願いします。内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としては、これはやるべきと考えます。和光市には、和光市旗の取扱いに関する規程があり、その規程では、市の行事等には市旗を掲揚するとなっておりますので、市旗は少なくとも掲揚しなければいけない。あわせて、ほかの議会でも国旗掲揚をしておりますので、和光市議会としても議場に国旗と指揮を掲揚すべきと考えます。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風・希望としては、市民の方の要望に対して特に反対はございません。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代いたします。

公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 公明党としては、この市民要望に対して賛意を示します。

平成11年8月13日に施行された国旗及び国歌に関する法律により、日の丸を改めて国旗であると定められております。まして自国の国旗に敬意と誇りを持つことは、言うまでもなく世界の常識であります。国家にとって重要なものとして、国民の意識と生活に根づいていると思います。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックが開催され、特に、将来の担い手である市内の若者が、今後ますます国際化する世界で、我が国に誇りを持ち、他国の国旗を尊重する国際感覚を養うことは今後きわめて大切な課題であると思っています。市政の最高意思決定機関として、必要ではないかなと思います。

また、各自治体の庁舎では、必ず毎日、国旗と市旗が掲揚されております。

また、学校教育法に基づく学習指導要領で、国旗・国歌条項が定められていること、全体の奉仕者である公務員の職務の公共性などを照らすと、入学式や卒業式などでの起立斉唱は、教育上の行事にふさわしい秩序確保などが目的とされております。

先ほど言いましたように、地方議会は法に基づいて設置された市の最高議決機関であり、法と規則の下に行動する議員が議論を行う場合、その議場に国旗・市旗を掲揚することは、最高裁の判断や伝統的な国民性の再評価の必要性などを踏まえ、当然なことであると思いますので、これについては賛意を示します。

○待鳥美光委員長 まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 私どもの知り合いの高齢者の多くの方の中には、議場で日の丸を見ると戦争を思い出すので、日の丸の掲揚はしないでほしいという声があります。したがって、日の丸の議場での掲揚については反対します。

○待鳥美光委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としては、日の丸、日章旗というのはやはり、先ほど金井委員が言ったように、日本がアジア諸国を侵略したときに、侵略の旗印として使われてきたという歴史があって、当時は日本軍が常に日の丸を先頭に掲げ、アジア諸国に攻め込み、占領した各地には占領の印としてその旗が掲げられたと。

先ほど公明党も言われていましたが、国旗及び国歌に関する法律が平成11年に採択されています。1999年8月9日に成立はしたのですが、当時の内閣総理大臣の談話では、今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様新たに義務を課すものではありませんというふうに明確に述べています。国旗・国歌の在り方というのは、本当に人それぞれの考え方があって、ここで議論するのはとても難しいことなのかなと正直感じています。

本来であれば、和光市旗が掲げられていないので、その段階から徐々に始めていくほうがいいのではないかなと感じています。だからまず初めに、国旗を掲げるのではなく、和光市の市旗を掲げてから、その議論の中で国旗を同時に掲げていくほうがいいのではないかと正直思っています。

今、本当に多様化の社会の中で、和光市の中にも、純粋な日本人もいれば、国際結婚をして、その中で日本人になった子もいる。いろんな多様な文化の中で、日本国旗だけを掲げるというのは今の現状にふさわしいのかなというところも併せて申し述べて、日本共産党としては反対いたします。

○待鳥美光委員長 各会派から意見が出ました。

休憩します。（午後 2時28分 休憩）

再開します。（午後 2時30分 再開）

議場への国旗と市旗の掲揚については、6月18日の議会運営委員会で市民要望として一度議題に付したところですが、今後議論していくこととなっていたので、本日議論をしました。現状では、会派からの意見はまとまっていないということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に、オンライン会議についてです。議長から発言を求められております。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 ただいま議会改革についてお話をいただきましたが、オンライン会議の扱いについてです。

1月15日の議会運営委員会で、議会改革として、まずオンライン会議について整備を進めるとしており、議会としての基本事項が決定されております。それを基に、今後、オンライン会議を開催するための条例及び規則改正を行った後、改めてその中身、オンライン会議のオプションについて協議を進めていく、お願いしたいと思います。その点、そのような進捗で進めてさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○待鳥美光委員長 ただいま、議長からオンライン会議についての発言がありました。議長の発言のとおり進めることで異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議会改革の項目としてのオンライン会議は、条例等の改正を行ってから協議することといたします。

次に進みます。

前回お配りしました、和光市議会議員との電子メールを利用した公文書等の送受信に関する規程案に関しては、このように決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、和光市議会議員との電子メールを利用した公文書等の送受信に関する規程の制定案については、本日付で施行することではいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

次に、議員勉強会についてです。議長から発言を求められております。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 地方自治法についての勉強会を開催したいと思います。内容は議会の調査権として、法第100条について小林弁護士にレクチャーをお願いしたいと思います。日時は9月17日金曜日、本会議終了後の3時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。以上です。

○待鳥美光委員長 ただいま、議長から勉強会開催についての発言がありました。勉強会開催について異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、各会派で周知をお願いいたします。

特定事件8については以上となります。

次に、その他です。議長から発言を求められています。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 報告が3件あります。

初めに、執行部から今定例会に追加議案として一般会計補正予算第4号が提出されます。17日の本会議終了後、議会運営委員会を開催しますのでご承知おきください。

次に、24日金曜日、本会議終了後、全員協議会を開催します。案件は、8月23日付けで執行部へ議会として要望しました、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急要望書に対する市の支援策等になりますので、ご承知おきください。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。市議会選出区分の立候補者数が選挙すべき議員数を超えなかったため、閉会日での選挙の実施はございませんのでご報告いたします。以上です。

○待鳥美光委員長 それでは、各会派に周知をお願いいたします。

その他、何かございますか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 先ほどの勉強会は何月何日ですか。

〔「9月17日」「議運の後3時30分から」という声あり〕

○待鳥美光委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の案件は、全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後2時35分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光